

「風景街道関東地方協議会設置要綱」

第一章 総則

(設置の目的)

第1条 この要綱は、平成19年7月6日国道環調発第13号道路局長通達「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」（以下「道路局長通達」という。）

1. に定める「風景街道地方協議会」の設置に関して、必要な事項を定める。

第二章 風景街道地方協議会

(名称)

第2条 風景街道地方協議会の名称は、「風景街道関東地方協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(構成員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

(会務)

第4条 協議会は、「日本風景街道にかかる登録要綱」を作成し、日本風景街道の登録にかかる募集を行い、申請を受け付け、登録し、登録された「風景街道」に対し登録証を交付する。また、申請にあたって必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、「風景街道」に登録された組織が作成する活動計画の確認及び活動に対する支援の実施に努める。

3 協議会は、日本風景街道について広報等を通じ、広く日本風景街道の周知に努める。

4 協議会は、「風景街道」に対し相談窓口を開設する。

5 協議会は、その他の協議会の目的を達成するために必要な事務を行う。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、協議会構成員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 会長は、会長の代行を指名することができる。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し開催するものとする。

2 次の事項については、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

一 「風景街道」の登録及び取り消し

二 その他協議会が必要と定める事項

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、関東地方整備局 道路部 道路計画第二課に置く。

2 事務局長は関東地方整備局 道路部 交通拠点調整官とする。

(会長への委任)

第8条 本要綱に定めのない協議会に関する事項については、会長が定めることがで
きる。但し、この場合、構成員に通知しなければならない。

第三章 雜則

(要綱の見直し)

第9条 協議会は、必要に応じてこの要綱の規定の見直しを行うものとする。

2 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

附則

1 この要綱は、平成19年8月10日に施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年8月30日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年9月7日から施行する。

(別表 1)

風景街道関東地方協議会名簿

委 員	坂井 和美	茨城県商工会議所連合会 専務理事
委 員	野原 正祥	(一社)栃木県商工会議所連合会 専務理事
委 員	坂庭 秀	(一社)群馬県商工会議所連合会 専務理事
委 員	武藤 彰	(一社)埼玉県商工会議所連合会 専務理事
委 員	吉野 豪	(一社)千葉県商工会議所連合会 専務理事
委 員	小林 治彦	関東商工会議所連合会(東京商工会議所 常務理事)
委 員	井村 浩章	(一社)神奈川県商工会議所連合会 専務理事
委 員	渡邊 隆信	富士吉田商工会議所 専務理事 (山梨県商工会議所連合会 常務理事)
委 員	徳武 高久	(一社)長野県商工会議所連合会 専務理事
委 員	岡村 清二	関東運輸局 観光部長
委 員	野坂 周子	関東地方整備局 道路部長
委 員	田村 央	茨城県 土木部
委 員	坂井 康一	栃木県 県土整備部長
委 員	眞庭 宣幸	群馬県 県土整備部長
委 員	金子 勉	埼玉県 県土整備部長
委 員	池口 正晃	千葉県 県土整備部長
委 員	若林 憲	東京都 建設局 道路管理部長
委 員	星名 隆	神奈川県 県土整備局 道路部長
委 員	椎葉 秀作	山梨県 県土整備部長
委 員	新田 恭士	長野県 建設部長
委 員	田中 洋介	横浜市 道路局長
委 員	福田 賢一	川崎市 建設緑政局長
委 員	水間 明宏	千葉市 建設局長
委 員	小島 文郎	さいたま市 建設局長
委 員	山口 正勝	相模原市 都市建設局長
事務局長	石倉 丈士	関東地方整備局 道路部 交通拠点調整官
事務局	関東地方整備局	道路部 道路計画第二課